

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか? 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は58頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

薬剤服用歴管理指導料では、薬剤情報提供文書により「調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報」を患者に提供することになっています。2012年5月号の本連載の回答のなかで、医薬品は「先発医薬品」「後発医薬品」「その他医薬品」の3つに分類されると説明していますが、厚生労働省から公表されている一覧をみると、「先発医薬品」には分類されていない医薬品であっても「後発医薬品」が存在するケースがあります。そのような医薬品を調剤した場合も、「後発医薬品に関する情報」を提供しなければならないのでしょうか。 (匿名希望)

→ 調剤した医薬品に対する「後発医薬品に関する情報」を提供してください。

薬剤服用歴管理指導料の算定要件の1つとして、薬剤情報提供文書を活用して「調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報」を患者に提供することが、平成24年4月1日より新たに追加されています。

現在,薬価基準に収載されている医薬品は、①「先発 医薬品」、②「後発医薬品」、③「その他医薬品」という3区 分に分類することができ、その内容(一覧)は厚生労働省 より公表されています。もし患者に調剤した医薬品が「先 発医薬品」に分類されており、かつ、同一剤形・同一規

## 表1 先発医薬品/後発医薬品の整理

- ※1 厚生労働省より公表されている一覧表で、後発医薬品が存在する先発医薬品を確認する場合、「先発医薬品」欄に「先発品」との記入があり、かつ、「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」欄に○印が記入されているものが該当します(アの部分)。
- ※2 「先発医薬品に準じたもの」に該当する医薬品は、「先発医薬品」欄と「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」欄はいずれも空欄ですが、同一成分の「診療報酬において加算等の対象となる後発医薬品」欄に「後発品」と記入されています(イの部分)。

「使用薬剤の薬価 (薬価基準) に収載されている医薬品について」(イメージ)

	成分名	規格	品名	メーカー名	診療報酬において加算等 の対象となる後発医薬品	先発医薬品	同一剤形・規格の後発 医薬品がある先発医薬品	薬価
	A	×錠	×××××	×××社		先発品		x.xx
ア	В	×錠	×××××	×××社		先発品	0	x.xx
	В	×錠	××××	×××社	後発品			x.xx
	В	×錠	××××	×××社	後発品			x.xx
	В	×錠	×××××	×××社	後発品			x.xx
	С	Хg	xxxxx	×××社				x.xx
1	D	×g	×××××	×××社		(空欄)	(空欄)	x.xx
	D	× g	××××	×××社	後発品			x.xx
	D	×g	xxxxx	×××社	後発品			x.xx



## 表2 薬剤服用歴管理指導料における「後発医薬品に関する情報」について

#### 【薬剤服用歴管理指導料】

- (間3) 薬剤服用歴管理指導料の算定要件である「後発医薬品に関する情報」について、調剤した医薬品が先発 医薬品に該当しない場合には、どのように取り扱うべきか。
- (答) 医薬品の品名別の分類(先発医薬品/後発医薬品の別など)については、厚生労働省より「使用薬剤の薬価(薬価基準)に収載されている医薬品について(平成24年6月1日現在)」\*\*が公表されている。

この整理の中で、①「先発医薬品」であり、それに対する同一剤形・同一規格の後発医薬品が薬価収載されている場合は、1) 該当する後発医薬品が薬価収載されていること、2) うち、自局で支給可能又は備蓄(以下「備蓄等」という。)している後発医薬品の名称とその価格(ただし、いずれの後発医薬品も備蓄等していなければ、後発医薬品の備蓄等がない旨でも可)、②「先発医薬品」であるが、それに対する同一剤形・同一規格の後発医薬品が薬価収載されていない場合は、1) 調剤した医薬品は先発医薬品であること、2) これに対する後発医薬品は存在しないこと(含量規格が異なる後発医薬品または類似する別剤形の後発医薬品がある場合に、その情報を提供することは差し支えない)、③「後発医薬品」である場合は、調剤した医薬品がある場合に、その情報を提供することは差し支えない)、③「後発医薬品」である場合は、調剤した医薬品は既に後発医薬品であること、④上記①から③のいずれにも該当しないが「先発医薬品に準じたもの」(昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品のうち、価格差のある後発医薬品があるもの)である場合には、①の1)及び2)に係る事項、⑤上記①から④までのいずれにも該当しない場合は、長年に亘り使用されている医薬品であることや、漢方製剤や生薬であり後発医薬品は存在しないことなど一を「後発医薬品に関する情報」として患者へ提供することが求められる。

ただし、④の場合の情報については、レセプトコンピュータが整備されるまでの当分の間、⑤の取り扱いに準じることとして差し支えない。

また、「後発医薬品に関する情報」に関しては、「可能であれば一般的名称も併せて記載することが望ましい」とされていることにも留意されたい。

※厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>使用薬剤の薬価(薬価基準)に収載されている医薬品について(平成24年6月1日現在) http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/03/tp120305-01.html

(厚生労働省保険局医療課:2012年4月20日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その2)」(2012年6月7日付事務連絡「疑義解釈資料 の送付について(その5)」にて一部訂正))

格の後発医薬品が薬価基準に収載されている場合(表1のアの部分)には、前述の「後発医薬品に関する情報」を患者に提供しなければなりません。

しかし、厚生労働省による整理のうち、「先発医薬品」に分類されていない場合であっても、それに対する後発医薬品が存在する(すなわち、薬価基準に収載されている)ケースがあります。そのような医薬品は、「先発医薬品に準じたもの」(昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品のうち、価格差のある後発医薬品があるもの)と整理されています(表1のイの部分)。

平成24年度診療報酬改定の施行当初,「先発医薬品に準じたもの」に該当する医薬品が,処方せん料(医科点数表)の一般名処方に係る加算(2点)の対象となるということが必ずしも明確ではなかったため,薬剤服用歴管理指導料(調剤報酬点数表)においても「後発医薬品に関する情報」を提供することは特に求められていませんでした。

その後、厚生労働省の疑義解釈資料により、「先発医薬品に準じたもの」に該当する医薬品を一般名で記載した場合も処方せん料の加算対象となることが明確にされたことを受けて、保険薬局においても「後発医薬品に関する情報」の提供が必要であることが示されました(表2)。

したがって、もし患者に調剤した医薬品が「先発医薬品に準じたもの」に該当する場合には、後発医薬品の存在する「先発医薬品」の場合と同様、「後発医薬品に関する情報」を提供する必要があります。

ただし、「先発医薬品に準じたもの」に該当する場合の情報提供については、ただちにレセプトコンピュータが対応できないことも考えられます。そのため、そのような場合に限り、「レセプトコンピュータが整備されるまでの当分の間」は、「先発医薬品」「後発医薬品」「先発医薬品に準じたもの」のいずれにも該当しない場合の取り扱いに準じた情報提供とすることが認められています。



薬剤服用歴管理指導料の乳幼児服薬指導加算は、 調剤した薬剤が内服薬以外であった場合も算定対 象になるのでしょうか。 (匿名希望)

内服薬以外も算定対象です。 薬剤服用歴管理指導料の乳幼児服薬指導加算は、 留意事項通知において「体重、適切な剤形その他必要な 事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して<u>適切</u> な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合 に算定する」と説明しています。

「服薬方法」「服薬指導」という表現が使用されているため、「内服薬以外は対象とされていないのではないか」と 懸念されるかもしれませんが、同加算は、剤形の違いに より算定の可否に差を設けているわけではありません。

したがって, 算定要件で求められている内容を満たしていれば, 屯服薬や外用薬などの場合であっても算定は 可能です。

# 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義 照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか? 皆さんの疑 問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑 義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家 の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問 たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求 もれがあった場合の対応は? という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉砕

してよいか? という調剤技術上の質問など。

- 2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
- 3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
- 4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
- 5. 質問ならびに回答は無料です。
- 6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし,本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので,個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また,回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会 「調剤と情報」 事務局 TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270